

167号



あに

'76年7月

編集と発行 秋田県阿仁町後堀後藤
印刷所 秋田県森吉町中央印刷所



又分筆をかぶったおばあさんやおじいさんが、夏の陽ざしの下できょうは花植えの一日。荒瀬の老人クラブ、会長佐々木伊勢松氏外七十八名のみなさんが、鄙落の目標の一つである花のつばい運動を「おらが手で」と、鄙落の玄関口、荒瀬駅から国道までの道ばたに花の苗を植えました。

道ばたの草を刈り、土を盛り返し、一輪車で土を運ぶ人、花の苗はみんなが自分の家から持ち寄ったものです。

「ごろうさん、大変ですね」と、ねぎらいの声をかけられて、腰をのびながらシワだらけの顔もほころぶ。おとしよりの植えた花を、ボクたちも育てようと子どもたちが水をやりはじめ、花に肥料をやってくださいと申し出る人など、善意の大きな花の輪の広がりの中で、あれから約一月、道ばたの花はいま美しく咲きはじめ、道ゆく人をなごませています。

7月3日荒瀬鄙落で

町の人口

7,073人

(13人減)

男 3,403人

女 3,670人

世帯 1,805

(2世帯増)

転入 14人

転出 24人

出生 3人

死亡 6人

昭和51年6月30日現在の
住民基本台帳人口による

町道舗装第一期工事



下新町線など6路線

一、八五〇米、年内に完成

本年度の重点施策である町道の改良舗装工事の入札が、七月十三日、役場で行なわれ次のとおり着工されることになりました。

施工場所は町内の九路線で、舗装第一期工事とよう壁工、および道路開設事業となっています。

十二ノ沢は近日中にメドを

町長行政報告



定例町議会では、沢井町長の行政報告がありました。



テイは、本格的に着工に入り運動広場の造成と散策道路の工事進行中で、間もなく完成します。

▼新年度に入
つて日も浅く、本年度の事業はまだ出揃っていませんが、現在の進行状況をご報告申し上げます。
比立内地区のコミュニ

ティセンターは九月には着工に入る予定です。
道路関係の事業は、改良舗装工事は十カ所ほど発注

しました。が、町単事業は設計中であり、補助事業の内示とあわせ近日中に着工するよう計画しています。

統一小学校工事は、第一期がすでに五月中で完成し引きつづき第二期工事の入札も終え着工のはこびとなりました。

町立病院は、残された玄関の工事ともなく完成の見込みで、外科医師も六月一日から赴任しています。

内科医師も、現在、週二回来院しており、近いうちに補充できるようになればと考えています。
大阿仁地区の医療について

舗装第一期工事は、八月中に完了し、ひきつづき舗装工事に入り、年内には、よそおも新たな道路に生まれかわる予定です。

工事中は、通行にご不便をおかけしますが、しばらくの間ご辛抱をお願いします。

次の各路線は、舗装準備のための第一期工事です。

▼下新町線
御蔵小路からグラランドへ出て、グランド西側を通り東北電力出張所から上新町の旧国道までの三二八米。工費は七百六十二万円。

▼荒瀬「松岡組」が施工。
▼上新町「畑町線」
西根鉄工所角から畑町へ至る坂道の旧国道二九米。工費は九十三万円。

畑町「伊藤組」が施工。
▼荒瀬川線
荒瀬川部落内二六〇m。工費三百十五万六千円。

笑内「中嶋組」が施工。
▼根子小学校線
部落小学校校間三九〇m。工費二百十万円。

萱草「上杉組」が施工。
▼阿仁合保育所線
保育所入口の国道から体育館前に至る八五米。工費二百八万円。

畑町「伊藤組」が施工。
▼河北線
比立内から河北へ向って舗装の切れているカ所から橋までの五六二米。工費三百六十二万円。

荒瀬「松岡組」が施工。
以上が舗装の第一期工事ですが、こうした工事は、いままでは舗装能力を有する町外の業者が一括施工していたのですが、町として、できるだけ地元業者育成という方針のもとに、このように工事をわけて施工されることになったものです。

▼真木沢線配水管補修
では、通院バスの活用を検討中で、いましばらく時間をお貸し願います。

鉄道鷹角線の工事は、昨年は七億の予算に対し、最終的には十三億六千万円となった。本年も二ケタの予算獲得を目指して、用地買収等も実現できるように努力していく方針です。

十二ノ沢官行造林の処分については、期待どおりの価格で売れるように、また地元の林業関係労働者に恩恵が得られることを前提に進めており、七月中にはメドがつくようす、めいいます。

6月定例町議会

専決処分報告

次の七つの専決処分報告がありました。(専決処分とは、法律の施行期日とかその他の都合で議会招集のいとなみがない場合は、議会の議決を経ないで町当局が専決処分ができる、という自治法の規定に基づく措置のことです。)

■町税条例の改正
地方税法の改正に伴ない町税条例の一部が改正されました。障害者、未成年者、老令者、および事務に対する非課税の額を、今までの六十万円から七十万円に。また今まで三百円(県税三百円、町税二百円)だった均等割が一千元(県税三百円、町税七百円)に引き上げられました。これに伴ない低所得者へのしわ寄せを防ぐため、一定の所得以内の方には、均等割を課さないという新しい条文が設定されました。

■町営住宅建設借入れ限度額の引き上げ
五十年度の事業で実施した町営住宅の建設費の一部として、歳入に借り入れ金一千七十万円を予定していましたが、一千六十万円が最終的に許可されましたので、差額分の九〇万円が予算増となりました。

■五十年度国民健康保険会計予算の補正
国および県からの負担金補助金の増額に伴ない、国保会計が三百五十六万四千円増額となりました。

■参院補欠選挙費用百六十九万七千円を増額
五十一年度一般会計が、五月二十三日に行なわれた参議院補欠選挙の費用として、百六十九万七千円が県から交付なり、増額補正されました。

■五十一年度阿仁合財産区会計の予算補正
阿仁合財産区の会計で、五十年度に予定していた官行造林が処分できなかったため、その分の歳入歳出が五十一年の予算に繰り入れることになり、一億七千六百四十五万五千円が追加補正されました。その際、十二ノ沢官行造林に関連しています。

五十年度の最終決算の結果、一千五百九十三万一千円の不足を生じたので、これを五十一年度の予算で支出することになり、一般会計でその分が増額補正されました。

五十一年度では、地方交付税(特別交付税)に歳入として見込んでいます。

五十一年度国保会計予算増額補正
五十年度の国保会計予算増額補正、一千三百二十八万四千円の不足となつたので、これを五十一年度で支払うこととなり、その分五十一年度の国保会計が増額されました。

■次の九議案が提案され、原案どおり可決されました。
森吉町外四カ町村病院組合の議会の議員である町長を副管理者とすることになり、それに伴う議員定数など規約の一部が改正されました。

▽湯口内よう壁工補修
国道から湯口内へ入る道路のよう壁補修工事。工費十五万五千円。
笑内「中嶋組」が施工。

森 吉 山

大型スキー場へスタート

コース設定で現地調査

森吉山大型スキー場の構
想が、具体化をめざして第
一步を踏み出しました。

町の将来をになう観光開
発の柱として、四、五年前
からとりあげられてきたの
が、いよいよ実現へと歩み
出したわけだ。

六月二十三日、スキー場
建設の初会議「建設計画専
門委員会」が役場で開かれ、
今後の進め方について話し
合いました。

専門委員会は、スキー場

コース設定で現地調査

の建設を図るため、その具
体的な調査計画機関として
設置されたもので、その委
員はスキークラブ、および
関係団体、役場職員からな
る二十九名で構成されてい
ます。

初会合では具体的な進め
方として、委員を三つの専
門部会（総合建設部会・コ
ース設定部会・観光客誘致
部会）にわけ、それぞれ細
部にわたる計画にもとずい
て進めることになりました。

まず、総合建設部会では
建設に関する基礎資料の収
集や、スキー場の役割、民
間資本の導入、地元の参加
体制、用地確保、関連道路
の整備、スキー場の価値判
断など総合的な作業を担当
します。

次にコース設定部会は、
スキー場の柱となる、コー
スをどこに設定するかとい
う問題について、専門的に
現地調査を行ない、設定計
画とあわせ、救急体制や施
設配置計画も検討すること
になっています。

観光客誘致部会では、ス
キー場が建設された場合の
観光客の受け入れ体制と、
温泉開発との調整、さらに
は夏季を通しての通年観光
の構想等について検討して

いきます。

この三つの専門部会は、
それぞれの作業を進めてい
くわけですが、九月頃まで
には各部会の第一次案を持
ちよって、さらに三者の全体
専門委員会が協議調整を重
ねながら、少なくとも年内
には全体計画を作り出すと
いう予定になっています。

すでに、七月初めには各
専門部の会議がそれぞれ開
かれ、七月二十八日には、
全委員による森吉山の現地
視察を行なっています。

さらに、コース設定部会
では、八月初旬に現地に宿
泊して現地調査によるコー
ス設定をするなど、勢力的
に活動をつづけています。

建設に当たっての、専門委
員会、専門部会の構成は次
のとおりで、委員のみなさ
んには、献身的な協力をい
たゞいています。

▽委員長 加賀谷 広

▽副委員長 山田 由夫

▽総合建設部会（敬称略）

（◎部長、○副部長）

◎加賀谷広、○田中茂、

近藤竹雄、飛沢真一、松永

哲、尾暮信弘、出雲良雄、

柴田三郎、伊東建二郎、

上杉哲雄。

▽コース設定部会

◎山田由夫、○佐藤千代美、

藤田義郎、伊藤四郎、石川

三郎、加賀谷昭一、坂本俊

雄、細川光義、高田道夫。

▽観光客誘致部会

◎鈴木憲庸、○魚住金治、

伊藤昭夫、柴田茂、山田賢

三、柴田一忠、今井乙磨、

松橋清、高堰定治、佐々木

孝男。

議員として、当町からは、町議会議員の中から四人が選出されて
います。

■阿仁町立病院使用料および手数料の改正
町立病院の使用料および手数料が次のとおり改正されました。

▽入院料
普通個室 五〇〇円

▽入院料
普通個室 五〇〇円

▽死体処置料
（本人の希望の場合のみ）
伝染病の場合 一千元
その他の場合 五百円

▽寝具（患者の持ち込み）
および衣料消費料
布団その他一件 五百円

▽輸送車使用料
2km以内 二〇〇円
2km以上1K毎 五〇円

以上の料金は、七月一日から適用されています。

■統合小学校新築第二期工事請負契約の締結
先に工事入札の済んでいる阿仁合小学校統合校舎新築第二期工事
について、請負契約の締結が議決されました。

同校舎は、一億四千二百万円の工費で、大館丸山建設がひきつづ
き担当することになり、年内に完成の予定となっています。

■町有財産の無償交付
本年度、町に児童館が建設されますが、その建設予定地となっ
ている現在の部落集会所を、同部落に無償で交付することになりま
した。

■一般会計一千八百三十三万円を増額
五十一年度の一般会計予算に一千八百三十二万八千円を増額する
ことが議決されました。

その主なるものは、ことしから実施している地積調査の事業量が
増えたこと、山振事業を進めている農道橋の単価アップに伴う予
算増、さらに、モデル事業のワグが拡大されたことによる吉田町頭
線改良事業などの増額によるものです。

この結果、一般会計は総額で十五億九千六百六十一万一千円となりま
した。

■五十一年度国保会計の増額補正
昭和五十一年度国保会計が一千三百三十八万四千円の不足
金を生じたので、これを、五十一年度の同会計で支払うという増額
案が議決されました。

この分の歳入については国庫負担金と、保険税の増を見込んでい
ます。

■五十一年度町立病院会計七百万円を増額
町立病院の設備充実の一環として、リハビリ（機能回復）関係の
医療機械購入費七百万円が増額されました。

■国保財政確立の意見書提出に同意
国民健康保険会計が、老人医療や高額医療負担制度および医療費
の引き上げで財政危機に陥入っていることから、国保財政確立のた
めの意見書を関係機関に提出したい、という動議案が出され、採決
の上総務財政委員会に付託されました。

定例会に次の議案が出され、採決されました。

△米穀政策の確立、農業経営の安定、昭和五十一年度の政府買入
価格等について理解と支援を要請したい。（阿仁町農協組合長 柴
田茂外二名）

△長野町児童館は継続審議 三月定例町議会で、教育民生委員会
に付託されていた長野町児童館建設の請願については、結論を次の
定例町議会（九月）まで延長することになりました。

夏の防犯と事故防止



わずかなスキからこどもの事故が

夏をむかえ、各種
の犯罪や事故の多発
が予想されます。こ
うした事態に備え、
阿仁部防犯連合協会
と森吉警察署では、
八月一〇日までを「夏の防
犯運動期間」と定め、次の

盗犯の防止

外出の際は、戸締りを厳
重に、隣りに依頼し
て出かける。官公署、金融
機関、商店などでは、戸締
りとおわせ、施錠の点検整
備につとめる。

少年の非行防止

夏休み中は、こどもの生
活が不規則になりがちです
夜遊びや外泊等に注意し、
規則正しい生活を送らせま
しょう。

水死事故防止

幼児の事故は親の責任で
す。幼児から目を離さない
よう看護するとともに、周
囲の池や水溜りには、サク
カフタをして危険を防ぎま
しょう。

花火は人や家に向けたり

燃えやすい物のある場所
ではやらないようにする。

ことは比立内で 健康大学

毎年、好評のうちに開かれてきた「健康大学」を、ことしは大阿仁に合地区が会場でしたが、ことしは趣向を変え、大阿仁地区に移して開校した。開設日程と講座は次のとおりです。受講生は80名を予定していますが、受講生以外の一般の方でも、自由に聴講できる機会を充分に活用されますので、とくに大阿仁地区のみならず、この機会を充分に活用されるようおすすめします。詳しいことは公民館又は保険衛生課までお問い合わせください。

講座回数	開設月日	開講時間	講座名	講座内容	教授・所属・氏名
1	8月10日 (火)	12時～13時	開講式		鷹巣保健所長 阿仁町長 外
		13時～15時	成人病予防講座	成人病の実態と予防	秋田県衛生科学研究所 所長 児島 三郎
2	9月8日 (水)	10時～12時	栄養改善講座	健康と自然食品について	秋田県自然食品センター 北林 智子
		13時～15時	健康増進講座	薬草とその効用	自然医学会秋田県支部長 小松昌二郎
3	10月5日 (火)	10時～12時	健康増進講座	野外講座(家庭の幸福と健康)	秋田大学助教授 茂泉 陽子
		13時～15時	〃	〃	〃
4	10月25日 (月)	10時～12時	健康診断	(受講生全員の健康診断)	鷹巣保健所
		13時～15時	食品衛生講座	食品公害について	鷹巣保健所 西島 法一
5	11月5日 (金)	10時～12時	精神衛生講座	性を考える	秋田保健所 佐藤 ユキ
		13時～14時	閉講式		鷹巣保健所長

成人式 8月15日
体育祭 8月29日

毎年実施している町の成人式は、八月十五日、午前九時半から町民体育館で行ないます。

すでに該当者には出席の有無について連絡をさしあげておりますが、お盆に帰省される方で参加希望者は事前に町の教育委員会へご連絡ください。

ことしの該当者は、昭和三十年四月二日から三十一年四月一日までに誕生された方となっております。

十一回目をむかえた町民体育祭は、ことしは例年より若干遅れて、八月二十九日(日)を予定しています。健康づくりと融和の一日、町民ふるつての参加をお待ちしています。

「県民相談日」の開設
毎月第一月曜日
鷹巣総務事務所

県では、九月六日(月)から毎月第一月曜日の午前中、県内の各総務事務所、県民相談日を開設することになりました。

これは、県民の皆さんから県政についての意見、要望や苦情、相談などを各総務事務所長が承り、

その解決をはかるとともに県民の声を反映した住民参加の県政推進につとめようというものです。

日ごろ、県政についてお気づきの点や相談用件について、この相談日にお出かけのうえ気軽に話し合われるよう、皆さんのご利用をお待ちしております。

一、相談日の開設
毎月第一月曜日
午前10時～正午まで。

二、会場
鷹巣総務事務所
鷹巣町中宿 電話〇一八六六 二二二五

三、申し込み先
鷹巣総務事務所総務課(鷹巣町中宿 電話〇一八六六 二二二五)

四、申し込み(電話、ハガキでも結構です)は、原

則として前の週の土曜日まで願います。くわしいことは、役場までお問い合わせください。

「ゴミは指定の場所に」
保健所からおしかり

ゴミ捨て場に指定されている場所以外にゴミを捨てますと、罰せられることとなります。みなさんご承知かと思いますが、このたび、鷹巣保健所から、指定された場所以外にゴミを捨てているというので、きびしい注意がありました。

川や沢、それに人の居ない広場など、ときどきゴミが捨てられているのを目にします。

こうした場所には、もちろん捨てられないことになっております。お互いに注意して阿仁町の美化にご協力願います。

また、荒瀬川の燃えないゴミ捨て場に、古材や産業廃棄物を捨てることは禁じられています。

電気器具はPCBが使用されているため、捨てる際は管理者(役場保険衛生課)へご連絡ください。

善意老人ホームへ

七月中、老人ホームに次の憩いがありました。

○町立病院南科医師の許尚讓先生から金五千元。

○阿仁町商工婦人部から、敷布やたくさん衣類。

○阿仁第一中PTA厚生部から入所者全員にタオルと石けん。

利息が有利になる
替の手続きを

郵便局

郵便局ではたまた、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期貯金の利息が有利になる手続き(証書に⑨の表示をします)を取扱っています。

この取扱いは、昭和五十二年一月十三日までとなっておりますが、まだ、この手続きが済んでいない方はお近くの郵便局で手続きを受けられるようおすすめします。

なお、「割増金付定期預金」及び「利子分割払いの取扱い」をされている定期貯金は、この取扱いの対象から除かれることになっております。

慶弔だより 6月

◎こんにちは赤ちゃん
お名前 保護者 住所
辻 恵美(勝治) 新町
辻 茂幸(茂) 〃
辻 徳美(二男) 湯口内
結婚 おしあわせに
武藤 健一 秋田市
高堰 てるみ 野尻
加賀谷照彦 比立内
内田 保子 東京都
松岡利富美 合川町
松橋り子 幸屋渡
鈴木 達昇 中村
松尾 キヨ 長崎県
伊藤 則文 静岡県
上杉 シュサ子 長畑

相続と税金

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務は相続人が引き継ぎます。その相続人が引き継いだ財産の価額から、債務や葬式費用を差し引いた正味の価格を遺産総額といい、この額が基礎控除額を超えた場合に、その超えた部分に相続税がかかります。

基礎控除額は、二千万円と法定相続人一人当たり四百万円の合計額です。従って法定相続人が五人の場合には遺産総額が四千万円までは相続税がかかりません。

なお、相続人が配偶者の場合は最低でも四千万円までは相続税がかからないようになっております。この外△未成年者控除△障害者控除△農地を相続した場合の納税猶予△死亡退職金、死亡保険金の非課税限度額等の制度がありますので詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ね下さい。

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務は相続人が引き継ぎます。その相続人が引き継いだ財産の価額から、債務や葬式費用を差し引いた正味の価格を遺産総額といい、この額が基礎控除額を超えた場合に、その超えた部分に相続税がかかります。

基礎控除額は、二千万円と法定相続人一人当たり四百万円の合計額です。従って法定相続人が五人の場合には遺産総額が四千万円までは相続税がかかりません。

なお、相続人が配偶者の場合は最低でも四千万円までは相続税がかからないようになっております。この外△未成年者控除△障害者控除△農地を相続した場合の納税猶予△死亡退職金、死亡保険金の非課税限度額等の制度がありますので詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ね下さい。

おくりやみ申し上げます

高木 オリ(58) 幸屋渡
松橋 常松(82) 比立内
鈴木 リエ(65) 幸屋渡
上杉 妙子(57) 下新町
大野 作松(57) 小瀬

菊地 進 岩手県
高堰 孝子 中村
伊藤 喬義 秋田市
根田 陽子 上新町
月居 博明 大町
齋藤 幸子 本荘市